

児童相談所の現状

児童相談所の概要

1 設置の目的

- 子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握
- 個々の子どもや家庭に最も効果的な援助により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する

2 設置主体

- 都道府県・指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市・金沢市)
- 全国209か所(平成28年4月1日現在) ※10月1日現在210か所

3 役割

- 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。
- 市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。
*市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。

4 業務

- ① 市町村援助(市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助)
- ② 相談(家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定)
- ③ 一時保護
- ④ 措置(在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等) 等

5 職員

- 所長、児童福祉司、児童心理司、精神科医等(児童相談所の規模による)
- 全国の職員数: 11, 134人(平成28年4月1日現在)
(内訳) ・ 児童福祉司 3, 030人 ・ 児童福祉司スーパーバイザー 511人
・ 児童心理司 1, 329人 ・ 医師 602人 ・ 保健師 101人 等

6 相談の種類と主な内容

- ① 養護相談・・・保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
- ② 保健相談・・・未熟児、疾患等に関する相談
- ③ 障害相談・・・肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
- ④ 非行相談・・・ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子どもに等に関する相談
- ⑤ 育成相談・・・家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
- ⑥ その他

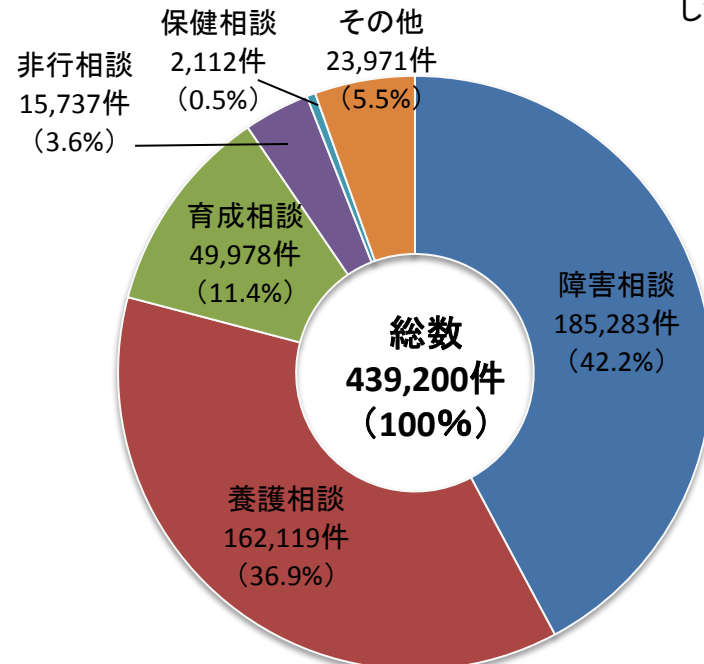
児童相談所での相談対応件数の推移

○ 平成27年度の児童相談所での相談対応件数は439,200件で、「障害相談」が全体の42.2%と最も多く、次いで「虐待相談」を含む「養護相談」が36.9%であり、「養護相談」については、相談別件数で唯一増え続けている。

	障害相談	養護相談	育成相談	非行相談	保健相談	その他	総数
平成16年度	158,598(45.1%)	74,435(21.2%)	65,356(18.6%)	18,084(5.1%)	5,474(1.6%)	29,891(8.5%)	351,838(100.0%)
平成17年度	162,982(46.6%)	75,668(21.6%)	61,304(17.5%)	17,571(5.0%)	4,430(1.3%)	27,956(8.0%)	349,911(100.0%)
平成18年度	194,871(51.0%)	78,863(20.7%)	61,061(16.0%)	17,166(4.5%)	4,313(1.1%)	25,483(6.7%)	381,757(100.0%)
平成19年度	182,053(49.5%)	83,505(22.7%)	58,958(16.0%)	17,670(4.8%)	3,411(0.9%)	22,255(6.0%)	367,852(100.0%)
平成20年度	182,524(50.1%)	85,274(23.4%)	55,005(15.1%)	17,172(4.7%)	2,970(0.8%)	21,469(5.9%)	364,414(100.0%)
平成21年度	192,082(51.7%)	87,596(23.6%)	51,794(13.9%)	17,690(4.8%)	2,835(0.8%)	19,803(5.3%)	371,800(100.0%)
平成22年度	181,108(48.5%)	101,323(27.1%)	50,993(13.7%)	17,345(4.6%)	2,608(0.7%)	20,151(5.4%)	373,528(100.0%)
平成23年度	185,853(48.2%)	107,511(27.9%)	51,751(13.4%)	17,155(4.5%)	2,639(0.7%)	20,385(5.3%)	385,294(100.0%)
平成24年度	175,285(45.6%)	116,725(30.4%)	52,182(13.6%)	16,640(4.3%)	2,538(0.7%)	20,891(5.4%)	384,261(100.0%)
平成25年度	172,945(44.1%)	127,252(32.5%)	51,520(13.1%)	17,020(4.3%)	2,458(0.6%)	20,802(5.3%)	391,997(100.0%)
平成26年度	183,506(43.7%)	145,370(34.6%)	50,839(12.1%)	16,740(4.0%)	2,317(0.6%)	21,356(5.1%)	420,128(100.0%)
平成27年度	185,283(42.2%)	162,119(36.9%)	49,978(11.4%)	15,737(3.6%)	2,112(0.5%)	23,971(5.5%)	439,200(100.0%)

	うち虐待相談
平成16年度	33,408
平成17年度	34,472
平成18年度	37,323
平成19年度	40,639
平成20年度	42,664
平成21年度	44,211
平成22年度	56,384
平成23年度	59,919
平成24年度	66,701
平成25年度	73,802
平成26年度	88,931
平成27年度	103,286

平成27年度 相談種類別対応件数



※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

虐待相談対応件数と児童相談所の体制

相談対応件数

○ 児童相談所での児童虐待相談対応件数は大幅な増加。

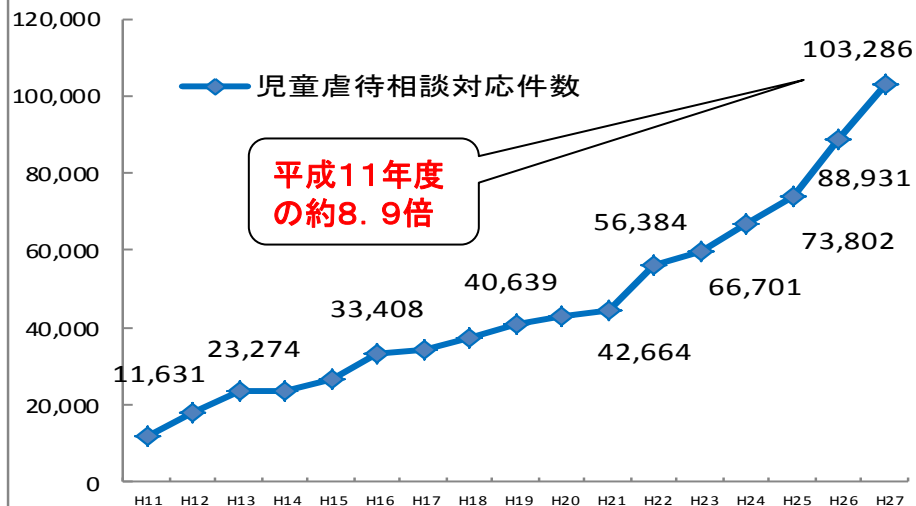
[参考] 平成27年度の状況

- ・ 児童虐待相談対応件数 103,286件

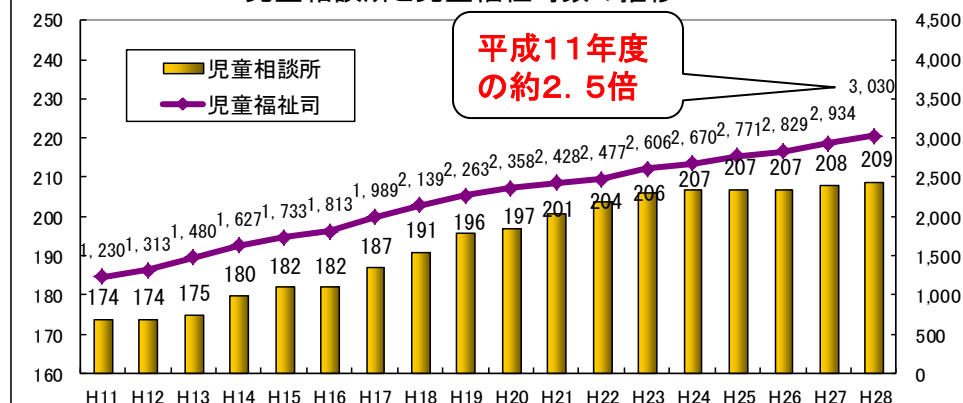
児童相談所と児童福祉司

	平成11年度	平成28年度
児童相談所設置自治体	59自治体	69自治体 (約1.2倍)
児童相談所数	174か所	209か所 (約1.2倍)
児童福祉司数	1,230人	3,030人 (約2.5倍)

児童虐待相談対応件数の推移



児童相談所と児童福祉司数の推移



※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

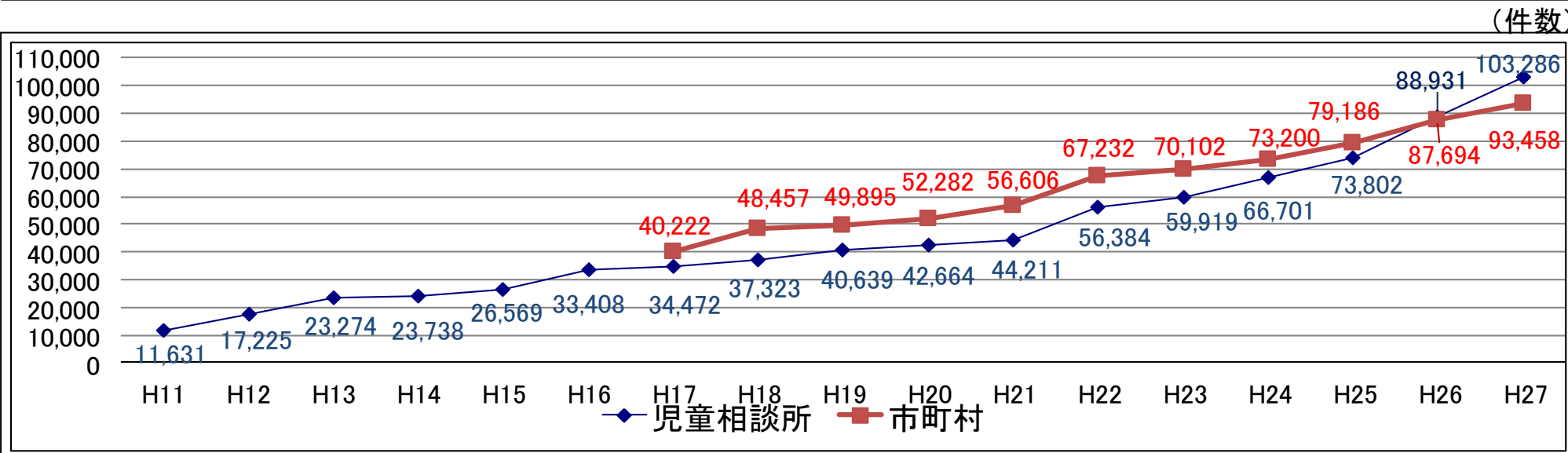
【出典:福祉行政報告例】

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

児童虐待相談の対応件数及び虐待による死亡事例数の推移

○ 児童虐待相談対応件数の増加

- 平成27年度の虐待対応件数は、児童相談所で103,286件、市町村で93,458件と過去最多
- 特に、児童相談所の件数は、児童虐待防止法が施行される前の平成11年度の8.9倍



※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

○ 相次ぐ児童虐待による死亡事件

- 多数の死亡事例が発生(平成26年度心中以外 43例・44人)

	第1次報告 (平成17年4月)			第2次報告 (平成18年3月)			第3次報告 (平成19年6月)			第4次報告 (平成20年3月)			第5次報告 (平成21年7月)			第6次報告 (平成22年7月)			第7次報告 (平成23年7月)			第8次報告 (平成24年7月)			第9次報告 (平成25年7月)			第10次報告 (平成26年9月)			第11次報告 (平成27年10月)			第12次報告 (平成28年9月)		
	H15.7.1~ H15.12.31 (6か月間)			H16.1.1~ H16.12.31 (1年間)			H17.1.1~ H17.12.31 (1年間)			H18.1.1~ H18.12.31 (1年間)			H19.1.1~ H20.3.31 (1年3か月間)			H20.4.1~ H21.3.31 (1年間)			H21.4.1~ H22.3.31 (1年間)			H22.4.1~ H23.3.31 (1年間)			H23.4.1~ H24.3.31 (1年間)			H24.4.1~ H25.3.31 (1年間)			H25.4.1~ H26.3.31 (1年間)			H26.4.1~ H27.3.31 (1年間)		
	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計			
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63	43	21	64
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69	44	27	71

児童相談所での児童虐待相談対応件数(対前年度比較、都道府県、指定都市、児童相談所設置市別)

都道府県・指定都市・児童相談所設置市	児童相談所相談対応件数			対前年度増減割合	都道府県・指定都市・児童相談所設置市	児童相談所相談対応件数			対前年度増減割合
	平成26年度	平成27年度	対前年度増減件数			平成26年度	平成27年度	対前年度増減件数	
1 北海道	1,855	2,420	565	130%	36 徳島県	710	654	▲ 56	92%
2 青森県	834	922	88	111%	37 香川県	727	760	33	105%
3 岩手県	390	589	199	151%	38 愛媛県	597	718	121	120%
4 宮城県	802	949	147	118%	39 高知県	235	379	144	161%
5 秋田県	285	403	118	141%	40 福岡県	951	1,229	278	129%
6 山形県	343	379	36	110%	41 佐賀県	190	237	47	125%
7 福島県	394	529	135	134%	42 長崎県	301	495	194	164%
8 茨城県	1,258	1,260	2	100%	43 熊本県	446	486	40	109%
9 栃木県	931	959	28	103%	44 大分県	970	983	13	101%
10 群馬県	920	1,045	125	114%	45 宮崎県	540	715	175	132%
11 埼玉県	5,600	6,501	901	116%	46 鹿児島県	247	306	59	124%
12 千葉県	5,173	5,568	395	108%	47 沖縄県	478	687	209	144%
13 東京都	7,814	9,909	2,095	127%	48 札幌市	1,159	1,480	321	128%
14 神奈川県	3,290	3,773	483	115%	49 仙台市	565	649	84	115%
15 新潟県	814	1,020	206	125%	50 さいたま市	1,293	1,778	485	138%
16 富山県	309	358	49	116%	51 千葉市	786	1,101	315	140%
17 石川県	420	399	▲ 21	95%	52 横浜市	3,617	3,892	275	108%
18 福井県	346	353	7	102%	53 川崎市	1,639	2,244	605	137%
19 山梨県	567	743	176	131%	54 相模原市	951	1,029	78	108%
20 長野県	1,638	1,761	123	108%	55 新潟市	413	418	5	101%
21 岐阜県	996	1,018	22	102%	56 静岡市	511	508	▲ 3	99%
22 静岡県	1,184	1,313	129	111%	57 浜松市	437	384	▲ 53	88%
23 愛知県	3,188	3,726	538	117%	58 名古屋市	1,969	2,362	393	120%
24 三重県	1,112	1,291	179	116%	59 京都市	951	913	▲ 38	96%
25 滋賀県	1,004	951	▲ 53	95%	60 大阪市	4,554	4,664	110	102%
26 京都府	1,098	1,192	94	109%	61 堺市	1,310	1,490	180	114%
27 大阪府	7,874	10,427	2,553	132%	62 神戸市	811	904	93	111%
28 兵庫県	1,868	2,398	530	128%	63 岡山市	351	315	▲ 36	90%
29 奈良県	1,567	1,555	▲ 12	99%	64 広島市	1,165	1,192	27	102%
30 和歌山県	887	841	▲ 46	95%	65 北九州市	454	606	152	133%
31 鳥取県	82	87	5	106%	66 福岡市	547	563	16	103%
32 島根県	178	155	▲ 23	87%	67 熊本市	485	604	119	125%
33 岡山県	420	486	66	116%	68 横須賀市	693	657	▲ 36	95%
34 広島県	1,850	1,890	40	102%	69 金沢市	317	329	12	104%
35 山口県	270	385	115	143%	全国	88,931	103,286	14,355	116%

※指定都市、児童相談所設置市の件数は、都道府県の件数の外数である。

児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

○ 平成27年度は、心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総 数
平成18年度	15,364(41.2%)	14,365(38.5%)	1,180(3.2%)	6,414(17.2%)	37,323(100.0%)
平成19年度	16,296(40.1%)	15,429(38.0%)	1,293(3.2%)	7,621(18.8%)	40,639(100.0%)
平成20年度	16,343(38.3%)	15,905(37.3%)	1,324(3.1%)	9,092(21.3%)	42,664(100.0%)
平成21年度	17,371(39.3%)	15,185(34.3%)	1,350(3.1%)	10,305(23.3%)	44,211(100.0%)
平成22年度	21,559(38.2%)	18,352(32.5%)	1,405(2.5%)	15,068(26.7%)	56,384(100.0%)
平成23年度	21,942(36.6%)	18,847(31.5%)	1,460(2.4%)	17,670(29.5%)	59,919(100.0%)
平成24年度	23,579(35.4%)	19,250(28.9%)	1,449(2.2%)	22,423(33.6%)	66,701(100.0%)
平成25年度	24,245(32.9%)	19,627(26.6%)	1,582(2.1%)	28,348(38.4%)	73,802(100.0%)
平成26年度	26,181(29.4%)	22,455(25.2%)	1,520(1.7%)	38,775(43.6%)	88,931(100.0%)
平成27年度	28,621(27.7%) (+2,440)	24,444(23.7%) (+1,989)	1,521(1.5%) (+1)	48,700(47.2%) (+9,925)	103,286(100.0%) (+14,355)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

児童相談所での虐待相談の経路別件数の推移

○ 平成27年度に、児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等、近隣知人、家族、学校等からの通告が多くなっている。

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
18年度	5,700 (15%)	1,042 (3%)	5,475 (15%)	452 (1%)	5,672 (15%)	472 (1%)	374 (1%)	1,522 (4%)	1,472 (4%)	2,726 (7%)	5,688 (15%)	6,728 (18%)	37,323 (100%)
19年度	5,875 (14%)	1,558 (4%)	5,756 (14%)	501 (1%)	6,311 (16%)	346 (1%)	363 (1%)	1,683 (4%)	1,438 (4%)	4,048 (10%)	5,241 (13%)	7,519 (19%)	40,639 (100%)
20年度	6,134 (14%)	1,147 (3%)	6,132 (14%)	558 (1%)	6,053 (14%)	319 (1%)	282 (1%)	1,772 (4%)	1,552 (4%)	6,133 (14%)	4,886 (11%)	7,696 (18%)	42,664 (100%)
21年度	6,105 (14%)	1,237 (3%)	7,615 (17%)	504 (1%)	5,991 (14%)	317 (1%)	226 (1%)	1,715 (4%)	1,401 (3%)	6,600 (15%)	5,243 (12%)	7,257 (16%)	44,211 (100%)
22年度	7,368 (13%)	1,540 (3%)	12,175 (22%)	696 (1%)	6,859 (12%)	343 (1%)	155 (0%)	2,116 (4%)	1,584 (3%)	9,135 (16%)	5,667 (10%)	8,746 (16%)	56,384 (100%)
23年度	7,471 (12%)	1,478 (2%)	12,813 (21%)	741 (1%)	6,442 (11%)	327 (1%)	202 (0%)	2,310 (4%)	1,516 (3%)	11,142 (19%)	6,062 (10%)	9,415 (16%)	59,919 (100%)
24年度	7,147 (11%)	1,517 (2%)	13,739 (21%)	773 (1%)	6,559 (10%)	293 (0%)	221 (0%)	2,653 (4%)	1,598 (2%)	16,003 (24%)	6,244 (9%)	9,954 (15%)	66,701 (100%)
25年度	7,393 (10%)	1,554 (2%)	13,866 (19%)	816 (1%)	6,618 (9%)	290 (0%)	179 (0%)	2,525 (3%)	1,680 (2%)	21,223 (29%)	6,498 (9%)	11,160 (15%)	73,802 (100%)
26年度	7,806 (9%)	1,996 (2%)	15,636 (18%)	849 (1%)	7,073 (8%)	281 (0%)	155 (0%)	2,965 (3%)	1,714 (2%)	29,172 (33%)	7,256 (8%)	14,028 (16%)	88,931 (100%)
27年度	8,877 (9%) (+1,071)	2,059 (2%) (+63)	17,415 (17%) (+1,779)	930 (1%) (+81)	7,136 (7%) (+63)	246 (0%) (-35)	192 (0%) (+37)	3,078 (3%) (+113)	1,725 (2%) (+11)	38,524 (37%) (+9,352)	8,183 (8%) (+927)	14,921 (14%) (+893)	103,286 (100%) (+14,355)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

※ 平成27年度の「その他」で最も多いのは、「(他の)児童相談所」が6,372件である。

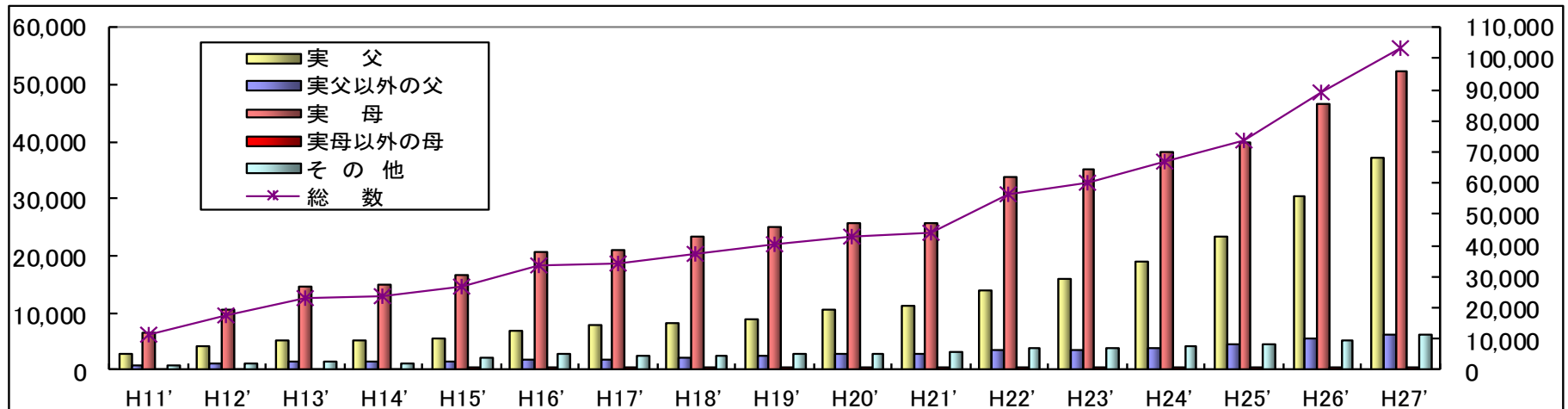
主たる虐待者の推移(児童相談所)

○ 平成27年度は、実母が50.8%と最も多く、次いで実父が36.3%となっている。

	実 父	実父以外の父	実 母	実母以外の母	そ の 他	総 数
平成11年度	2,908(25.0%)	815(7.0%)	6,750(58.0%)	269(2.3%)	889(7.7%)	11,631(100.0%)
平成12年度	4,205(23.7%)	1,194(6.7%)	10,833(61.1%)	311(1.8%)	1,182(6.7%)	17,725(100.0%)
平成13年度	5,260(22.6%)	1,491(6.4%)	14,692(63.1%)	336(1.5%)	1,495(6.4%)	23,274(100.0%)
平成14年度	5,329(22.5%)	1,597(6.7%)	15,014(63.2%)	369(1.6%)	1,429(6.0%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,527(20.8%)	1,645(6.2%)	16,702(62.8%)	471(1.8%)	2,224(8.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,969(20.9%)	2,130(6.4%)	20,864(62.4%)	499(1.5%)	2,946(8.8%)	33,408(100.0%)
平成17年度	7,976(23.1%)	2,093(6.1%)	21,074(61.1%)	591(1.7%)	2,738(7.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	8,220(22.0%)	2,414(6.5%)	23,442(62.8%)	655(1.8%)	2,592(6.9%)	37,323(100.0%)
平成19年度	9,203(22.6%)	2,569(6.3%)	25,359(62.4%)	583(1.4%)	2,925(7.2%)	40,639(100.0%)
平成20年度	10,632(24.9%)	2,823(6.6%)	25,807(60.5%)	539(1.3%)	2,863(6.7%)	42,664(100.0%)
平成21年度	11,427(25.8%)	3,108(7.0%)	25,857(58.5%)	576(1.3%)	3,243(7.3%)	44,211(100.0%)
平成22年度	14,140(25.1%)	3,627(6.4%)	34,060(60.4%)	616(1.1%)	3,941(7.0%)	56,384(100.0%)
平成23年度	16,273(27.2%)	3,619(6.0%)	35,494(59.2%)	587(1.0%)	3,946(6.6%)	59,919(100.0%)
平成24年度	19,311(29.0%)	4,140(6.2%)	38,224(57.3%)	548(0.8%)	4,478(6.7%)	66,701(100.0%)
平成25年度	23,558(31.9%)	4,727(6.4%)	40,095(54.3%)	661(0.9%)	4,761(6.5%)	73,802(100.0%)
平成26年度	30,646(34.5%)	5,573(6.3%)	46,624(52.4%)	674(0.8%)	5,414(6.1%)	88,931(100.0%)
平成27年度	37,486(36.3%)	6,230(6.0%)	52,506(50.8%)	718(0.7%)	6,346(6.1%)	103,286(100.0%)

* その他には、祖父母、伯父伯母等が含まれる。

* 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

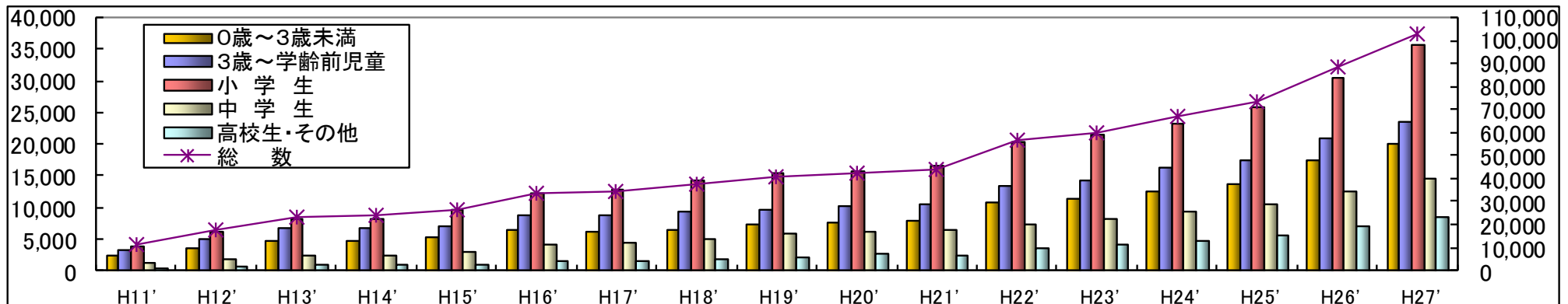


虐待を受けた子どもの年齢構成の推移(児童相談所)

○ 平成27年度は、小学生が34.7%と最も多く、次いで3歳から学齢前児童が23.0%、0歳から3歳未満が19.7%である。
 なお、小学校入学前の子どもの合計の割合は、42.7%となっており、高い割合を占めている。

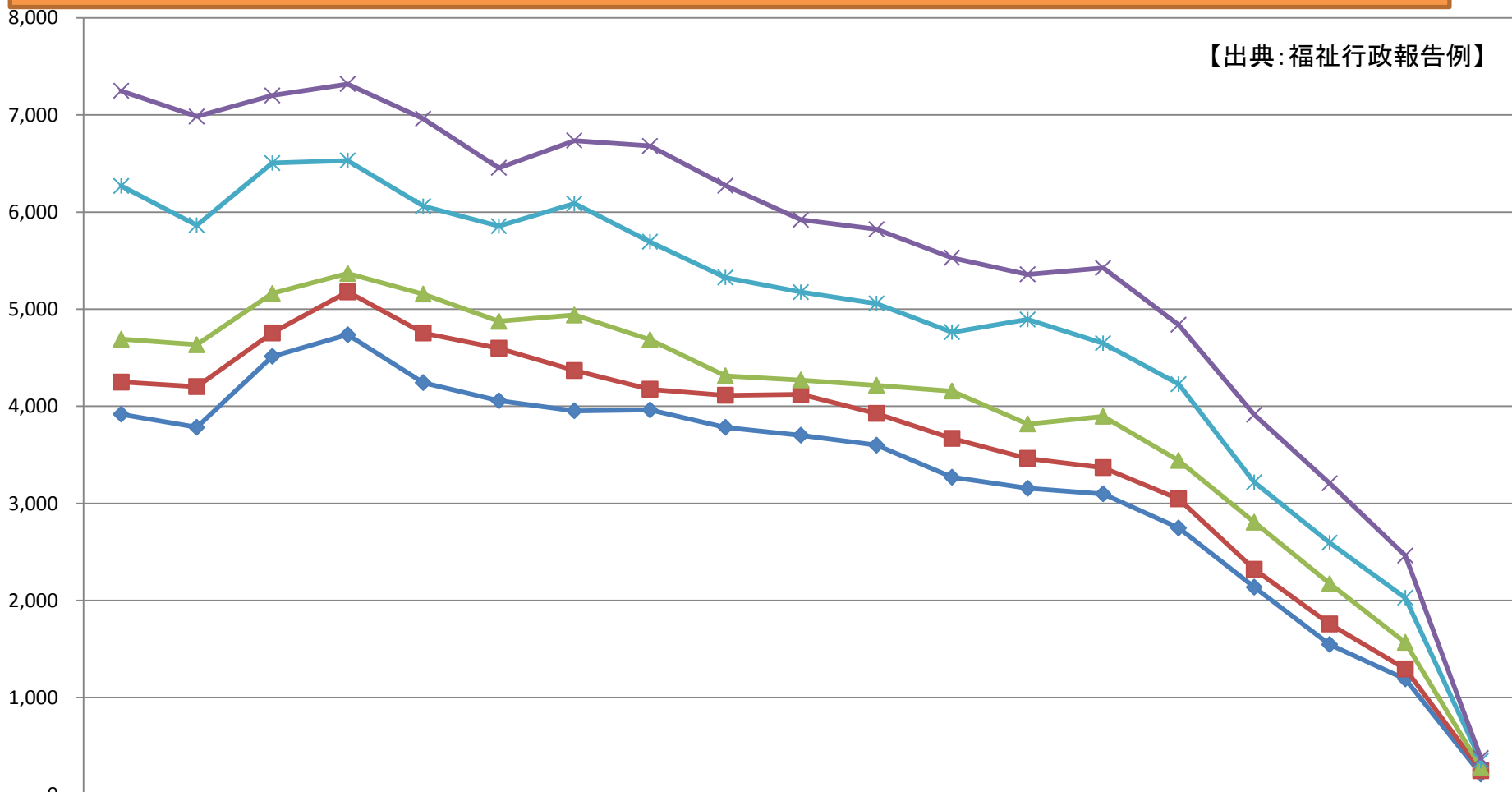
	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	総数
平成11年度	2,393(20.6%)	3,370(29.0%)	4,021(34.5%)	1,266(10.9%)	581(5.0%)	11,631(100.0%)
平成12年度	3,522(19.9%)	5,147(29.0%)	6,235(35.2%)	1,957(11.0%)	864(4.9%)	17,725(100.0%)
平成13年度	4,748(20.4%)	6,847(29.4%)	8,337(35.8%)	2,431(10.5%)	911(3.9%)	23,274(100.0%)
平成14年度	4,940(20.8%)	6,928(29.2%)	8,380(35.3%)	2,495(10.5%)	995(4.2%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,346(20.1%)	7,238(27.3%)	9,708(36.5%)	3,116(11.7%)	1,161(4.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,479(19.4%)	8,776(26.3%)	12,483(37.4%)	4,187(12.5%)	1,483(4.4%)	33,408(100.0%)
平成17年度	6,361(18.5%)	8,781(25.5%)	13,024(37.8%)	4,620(13.4%)	1,686(4.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	6,449(17.3%)	9,334(25.0%)	14,467(38.8%)	5,201(13.9%)	1,872(5.0%)	37,323(100.0%)
平成19年度	7,422(18.3%)	9,727(23.9%)	15,499(38.1%)	5,889(14.5%)	2,102(5.2%)	40,639(100.0%)
平成20年度	7,728(18.1%)	10,211(23.9%)	15,814(37.1%)	6,261(14.7%)	2,650(6.2%)	42,664(100.0%)
平成21年度	8,078(18.3%)	10,477(23.7%)	16,623(37.6%)	6,501(14.7%)	2,532(5.7%)	44,211(100.0%)
平成22年度	11,033(19.6%)	13,650(24.2%)	20,584(36.5%)	7,474(13.3%)	3,643(6.5%)	56,384(100.0%)
平成23年度	11,523(19.2%)	14,377(24.0%)	21,694(36.2%)	8,158(13.6%)	4,167(7.0%)	59,919(100.0%)
平成24年度	12,503(18.7%)	16,505(24.7%)	23,488(35.2%)	9,404(14.1%)	4,801(7.2%)	66,701(100.0%)
平成25年度	13,917(18.9%)	17,476(23.7%)	26,049(35.3%)	10,649(14.4%)	5,711(7.7%)	73,802(100.0%)
平成26年度	17,479(19.7%)	21,186(23.8%)	30,721(34.5%)	12,510(14.1%)	7,035(7.9%)	88,931(100.0%)
平成27年度	20,324(19.7%)	23,735(23.0%)	35,860(34.7%)	14,807(14.3%)	8,560(8.3%)	103,286(100.0%)

* 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値



児童相談所の児童虐待相談受付件数 一年齢別

【出典：福祉行政報告例】



	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上
◆ 23'児相	3,918	3,784	4,513	4,737	4,243	4,057	3,953	3,962	3,782	3,701	3,600	3,269	3,156	3,097	2,746	2,138	1,546	1,191	211
■ 24'児相	4,249	4,202	4,755	5,178	4,754	4,597	4,368	4,175	4,112	4,122	3,925	3,669	3,463	3,368	3,046	2,321	1,757	1,296	247
▲ 25'児相	4,691	4,634	5,162	5,368	5,155	4,875	4,939	4,685	4,313	4,269	4,215	4,156	3,818	3,896	3,441	2,806	2,172	1,567	281
✧ 26'児相	6,269	5,864	6,505	6,530	6,061	5,854	6,087	5,693	5,325	5,175	5,058	4,762	4,893	4,648	4,227	3,218	2,594	2,028	348
✕ 27'児相	7,248	6,984	7,200	7,318	6,960	6,455	6,736	6,680	6,272	5,920	5,822	5,528	5,358	5,424	4,838	3,913	3,205	2,462	376

平成27年度 児童虐待相談対応の内訳

相談対応件数 103,286件

一時保護 17,801件(17.2%)

施設入所等 4,570件(4.4%) *

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
42,664件	44,211件	56,384件	59,919件	66,701件	73,802件	88,931件

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
10,869件 (25.5%)	10,682件 (24.2%)	12,673件 (22.5%)	13,251件 (22.1%)	14,891件 (22.3%)	15,487件 (21.0%)	16,816件 (18.9%)

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
4,162件 (9.8%)	4,031件 (9.1%)	4,436件 (7.9%)	4,499件 (7.5%)	4,496件 (6.7%)	4,465件 (6.0%)	4,785件 (5.4%)

内訳

児童養護施設
2,536人

乳児院
753人

里親委託等
464人

その他施設
817人

20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度
2,563人	2,456人	2,580人	2,697人	679人	643人	728人	713人	282人	312人	389人	439人	638人	620人	739人	650人
24年度	25年度	26年度		24年度	25年度	26年度		24年度	25年度	26年度		24年度	25年度	26年度	
2,597人	2,571人	2,685人		747人	715人	785人		429人	390人	537人		723人	789人	778人	

○ 平成27年度の見福法第28条措置 承認件数 208件

* 平成27年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 11,521件

※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数、施設入所等件数、見福法第28条措置承認件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

虐待相談の対応状況

○ 虐待相談を受け付けた後の対応状況は、助言指導や継続指導等のいわゆる面接指導が93,040件(89.5%)と最も多く、施設入所等については1割未満の4,106件となっている。施設入所等の内訳は、児童養護施設が2,536件(61.9%)と最も多くなっている。

※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

虐待相談への対応

	施設入所等	里親等委託	面接指導	その他	総数
22年度	4,047 (7.1%)	389 (0.7%)	48,172 (84.3%)	4,546 (8.0%)	57,154 (100.0%)
23年度	4,060 (6.7%)	439 (0.7%)	51,626 (85.0%)	4,601 (7.6%)	60,726 (100.0%)
24年度	4,067 (6.0%)	429 (0.6%)	58,373 (86.4%)	4,705 (7.0%)	67,574 (100.0%)
25年度	4,075 (5.4%)	390 (0.5%)	64,877 (86.5%)	5,640 (7.5%)	74,982 (100.0%)
26年度	4,248 (4.7%)	537 (0.6%)	78,600 (87.5%)	6,425 (7.2%)	89,810 (100.0%)
27年度	4,106 (4.0%)	464 (0.4%)	93,040 (89.5%)	6,305 (6.1%)	103,915 (100.0%)

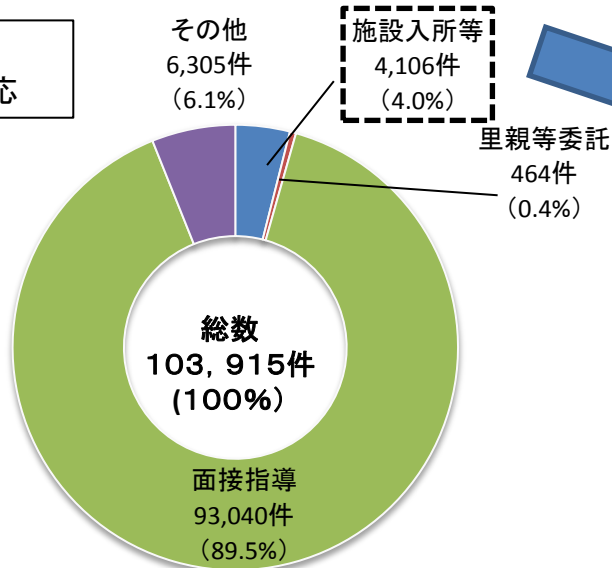
※ 1事例に対して複数の対応をした場合は複数計上とした。

※ 平成27年度における「その他」の主なものは、「児童福祉司指導」2,594件である。

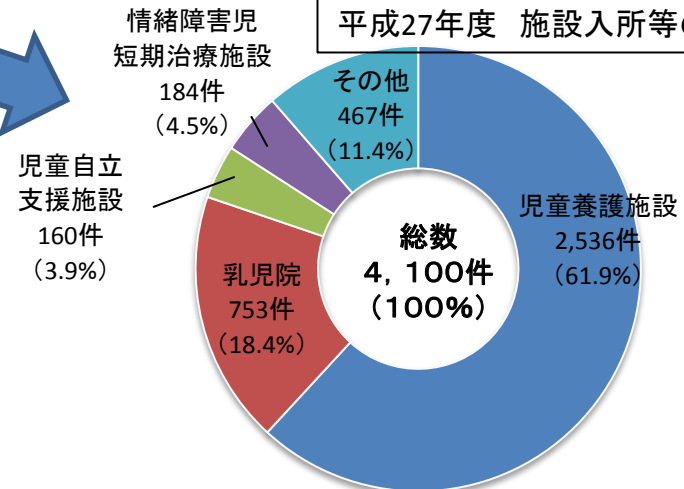
施設入所等の内訳

	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	その他	総数
22年度	2,580 (63.8%)	728 (18.0%)	143 (3.5%)	185 (4.6%)	411 (10.2%)	4,047 (100.0%)
23年度	2,697 (66.4%)	713 (17.6%)	117 (2.9%)	159 (3.9%)	374 (9.2%)	4,060 (100.0%)
24年度	2,597 (63.8%)	747 (18.4%)	126 (3.1%)	161 (4.0%)	436 (10.7%)	4,067 (100.0%)
25年度	2,571 (63.1%)	715 (17.5%)	150 (3.7%)	149 (3.7%)	490 (12.0%)	4,075 (100.0%)
26年度	2,685 (63.2%)	785 (18.5%)	140 (3.3%)	182 (4.3%)	456 (10.7%)	4,248 (100.0%)
27年度	2,536 (61.9%)	753 (18.4%)	160 (3.9%)	184 (4.5%)	467 (11.4%)	4,100 (100.0%)

平成27年度 虐待相談への対応



平成27年度 施設入所等の内訳



(注)「施設入所等」(4,106件)とは、「入所」(4,100件)及び「通所」(6件)をさす。

児童虐待防止対策の現状(1)

年 度	児童相談所数 (か所)	児童福祉司数 (人)	要保護児童対策地域協議 会(子どもを守る地域ネッ トワーク)等設置割合(%)	児童相談所相談対応件数(件)	
				総数	うち児童虐待相 談対応件数
平成12年度	174 (1.00)	1,313 (1.00)	-	361,124(1.00)	17,725 (1.00)
平成13年度	175 (1.01)	1,480 (1.13)	15.6% (1.00)	381,843(1.06)	23,274 (1.31)
平成14年度	180 (1.03)	1,627 (1.24)	21.7% (1.39)	398,025(1.10)	23,738 (1.34)
平成15年度	182 (1.05)	1,733 (1.32)	30.1% (1.93)	341,629(0.95)	26,569 (1.50)
平成16年度	182 (1.05)	1,813 (1.38)	39.8% (2.55)	351,838(0.97)	33,408 (1.88)
平成17年度	187 (1.07)	1,989 (1.51)	51.0% (3.27)	349,911(0.97)	34,472 (1.94)
平成18年度	191 (1.10)	2,139 (1.63)	69.0% (4.42)	381,757(1.06)	37,323 (2.11)
平成19年度	196 (1.13)	2,263 (1.72)	84.1% (5.39)	367,852(1.02)	40,639 (2.29)
平成20年度	197 (1.13)	2,358 (1.80)	94.1% (6.03)	364,414(1.01)	42,664 (2.41)
平成21年度	201 (1.16)	2,428 (1.85)	97.6% (6.26)	371,800(1.03)	44,211 (2.49)
平成22年度	204 (1.17)	2,477 (1.89)	98.7% (6.33)	373,528(1.03)	56,384 (3.18)
平成23年度	206 (1.18)	2,606 (1.98)	99.5% (6.38)	385,294(1.07)	59,919 (3.38)
平成24年度	207 (1.19)	2,670 (2.03)	99.7% (6.39)	384,261(1.06)	66,701 (3.76)
平成25年度	207 (1.19)	2,771 (2.11)	99.7% (6.39)	391,997(1.09)	73,802 (4.16)
平成26年度	207 (1.19)	2,829 (2.15)	- (-)	420,128(1.16)	88,931 (5.02)
平成27年度	208 (1.20)	2,934 (2.23)	99.4% (6.37)	439,200(1.22)	103,286 (5.83)

* ()内は、平成12年度を1.00とした指数(伸び率)(なお、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)等設置割合は、平成13年度を1.00とした指数(伸び率))

* 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)等設置割合については、平成17年度までは6月1日現在、平成18年以降は4月1日現在、平成27年度は2月1日現在の児童福祉法第25条の2の規定に基づく要保護児童対策地域協議会の設置割合

* 平成22年度の児童相談所相談対応件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

児童虐待防止対策の現状(2)

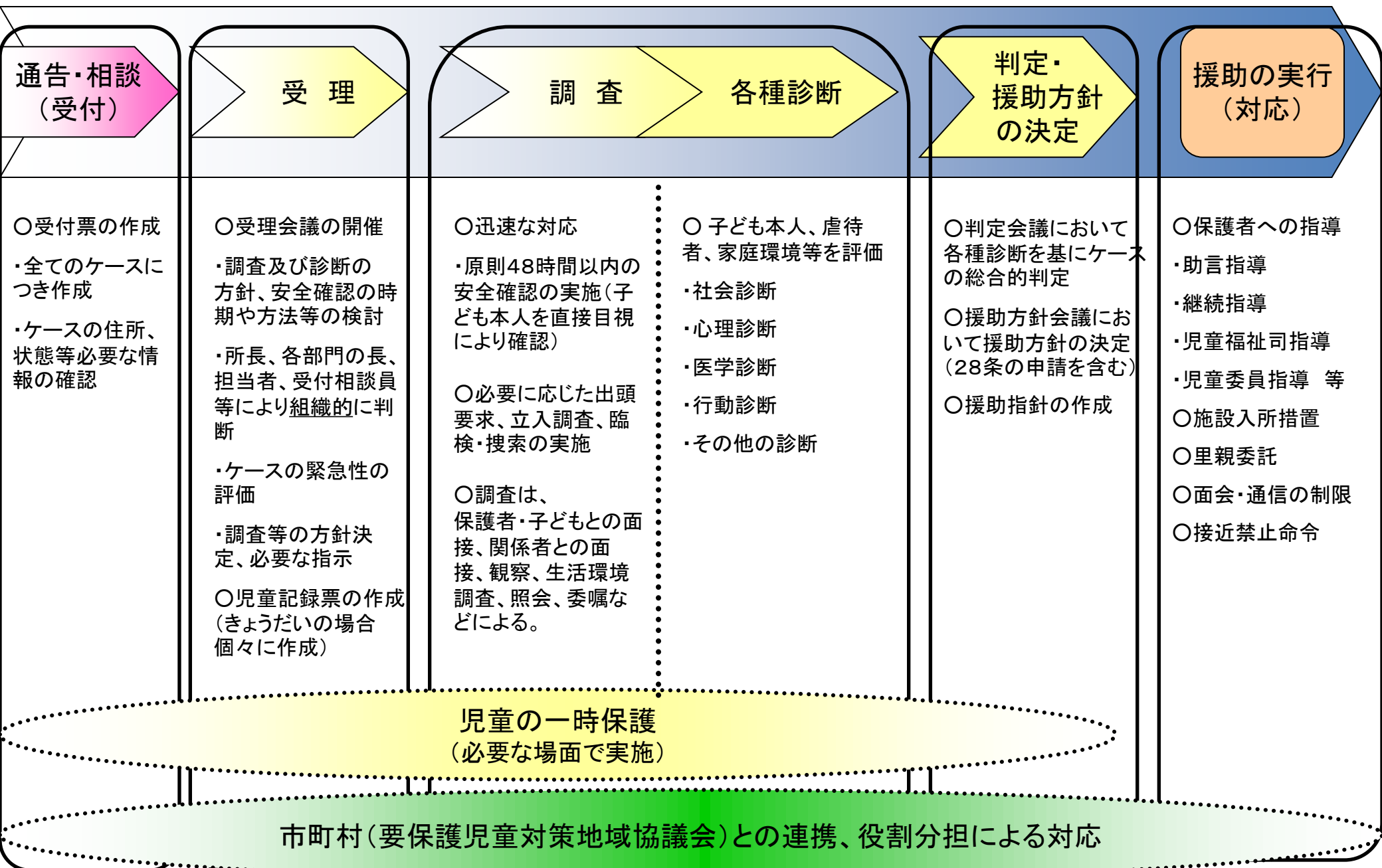
年 度	立ち入り件数 (件)	(児童虐待理由) 一時保護件数 (委託も含む) (件)	強制入所措置のための家庭裁判所 への申立・承認件数		児童養護施設 *2
			請求件数 (件)	承認件数 (件)	入所定員(入所率) (人)
平成12年度	96 (1.00)	6,168 (1.00)	127	87	33,803 (85.5%)
平成13年度	194 (2.02)	7,652 (1.24)	134	99	33,660 (88.0%)
平成14年度	184 (1.92)	8,369 (1.36)	117	87	33,651 (89.3%)
平成15年度	249 (2.59)	7,857 (1.27)	140	105	33,474 (89.7%)
平成16年度	287 (2.99)	8,427 (1.37)	186	147	33,485 (91.4%)
平成17年度	243 (2.53)	9,043 (1.47)	176	147	33,676 (91.5%)
平成18年度	238 (2.48)	10,221 (1.66)	185	163	33,561 (91.7%)
平成19年度	199 (2.07)	10,562 (1.71)	235	182	33,917 (90.9%)
平成20年度	148 (1.54)	10,869 (1.76)	230	173	33,994 (90.3%)
平成21年度	148 (1.54)	10,682 (1.73)	230	214	34,648 (88.4%)
平成22年度	202 (2.10)	12,673 (2.05)	255	239	34,554 (87.5%)
平成23年度	91 (0.95)	13,251 (2.15)	267	218	34,464 (86.3%)
平成24年度	86 (0.90)	14,891 (2.41)	294	244	34,252 (85.8%)
平成25年度	84 (0.88)	15,487 (2.51)	318	277	34,044 (84.7%)
平成26年度	114 (1.19)	16,816 (2.73)	350	267	33,579 (83.9%)
平成27年度	85 (0.89)	17,801 (2.89)	277	208	33,017 (84.3%)

* 1) ()内は、平成12年度を1.00とした指数(伸び率)

* 2) 児童養護施設の入所定員・入所率は10月1日現在。(社会福祉施設等調査報告)

* 3) 平成21年度以降の児童養護施設の入所定員・入所率は各年10月1日現在。(家庭福祉課調べ)

児童相談所での児童虐待ケースへの対応の手順



児童相談所における安全確認を行う際の 「時間ルール」の設定状況について

趣旨

- 平成19年1月の「児童相談所運営指針」の見直しにより、児童相談所に虐待通告がなされた際の安全確認を行う時間ルールについて「48時間以内とすることが望ましい」と定められるとともに、各自治体ごとに安全確認を行う際の所定時間を設定することとされた。

(参考)児童相談所運営指針(抄)

安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい。

現状等

- 平成28年4月1日現在の「時間ルール」の設定状況は以下のとおり。

【設定自治体数】 69自治体(設定率100%)

【設定時間】 48時間以内:64自治体

24時間以内: 5自治体(群馬県、福井県、鳥取県、長崎県、堺市)

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

児童相談所全国共通ダイヤル（189）の入電数及び接続率の推移

概況

○児童相談所全国共通ダイヤル3桁化(189)導入後

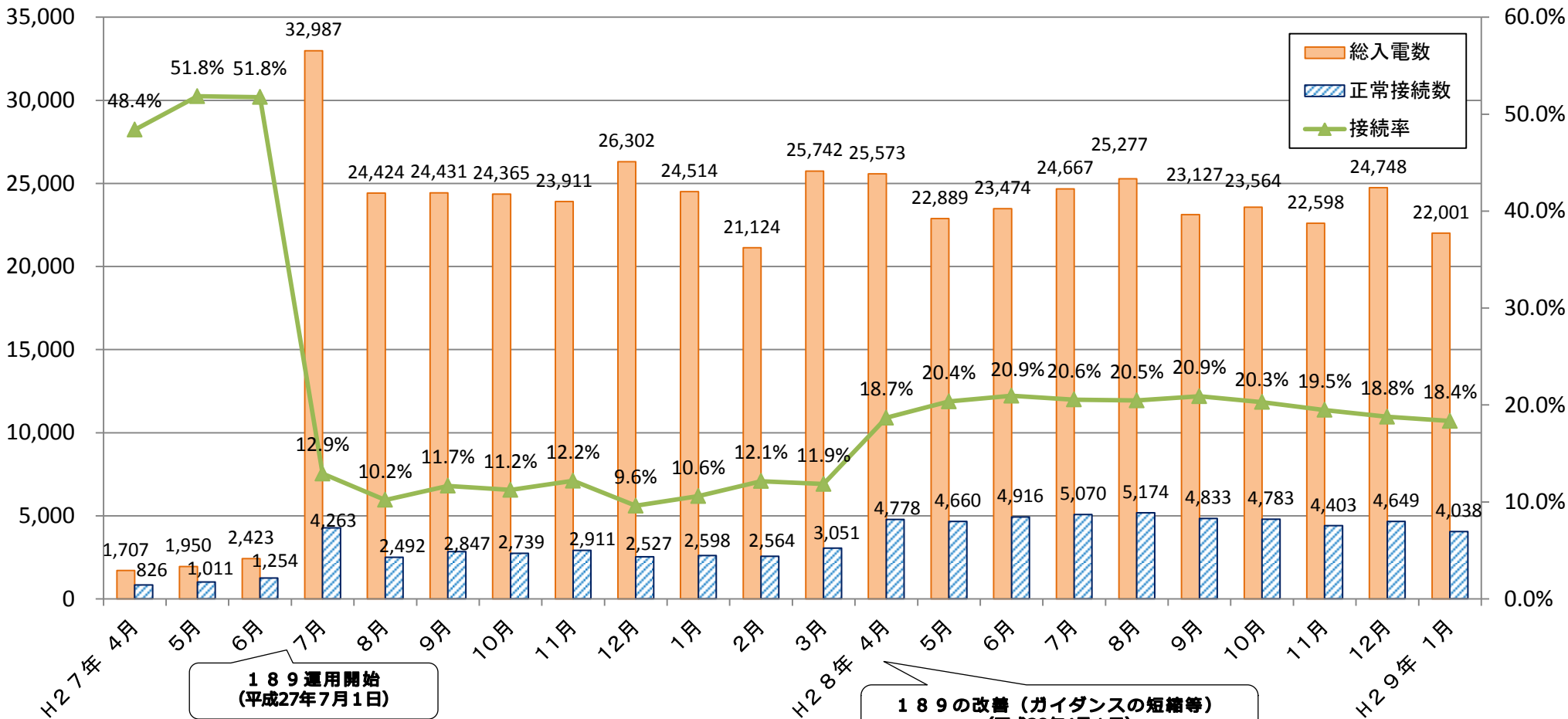
(平成27年7月～平成28年3月)

- ①平均入電数:19,490件
- ②平均正常接続数:2,424件
- ③平均接続率:12.4%

○音声ガイダンス短縮等の改善後

(平成28年4月～平成29年1月)

- ①平均入電数:23,792件
- ②平均正常接続数:4,730件
- ③平均接続率:19.9%

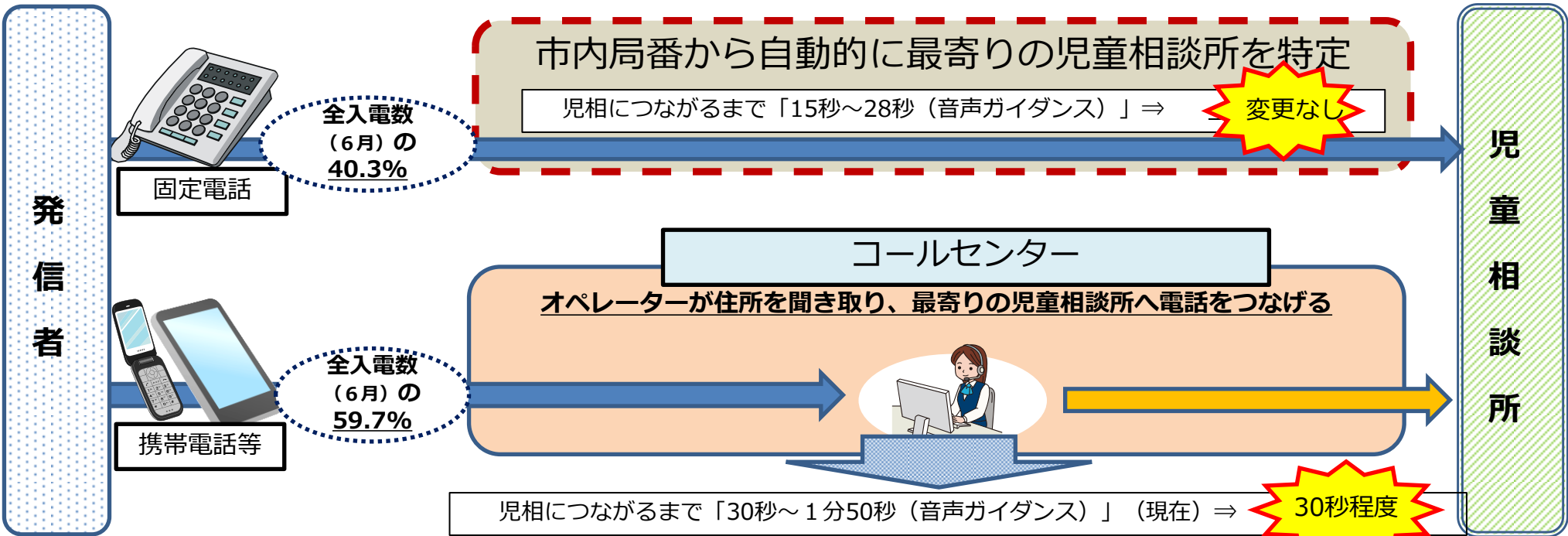


※ NTTコミュニケーションズよりデータ提供。
 ※ 総入電数は、全ての入電数（「0570-064-000」の入電を含む）。
 ※ 正常接続数は、話中や児童相談所につながる前に電話を切る等により正常につながらなかった電話を除いた入電数。
 ※ 接続率は、接続率(%) = 正常接続数 / 総入電数

児童相談所全国共通ダイヤル「189」の改善（児童相談支援事業委託費）

平成29年度予算案：349,869千円

コールセンター方式（現在の音声ガイダンスの仕組みを活用しつつ、携帯電話等からの入電のみコールセンター化）



🔧 改修期間：5ヶ月程度

※仮に全てをコールセンター化した場合、「固定電話」については、児童相談所へつながるまでの時間が、現在よりも長くなるケースがある

児童福祉司の概要

※児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）による改正後

1 児童福祉司の位置づけ

都道府県・指定都市及び児童相談所設置市は、その設置する児童相談所に児童福祉司を置かなければならない。（児童福祉法第13条第1項等）

2 児童福祉司の主な業務内容（児童相談所運営指針）

(1) 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること

(2) 必要な調査、社会診断※を行うこと

※調査により、子どもや保護者等の置かれている環境、問題と環境の関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う診断

(3) 子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと

(4) 子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行うこと

3 児童福祉法第13条第3項に基づく任用の要件

○都道府県知事の指定する児童福祉司等養成校を卒業、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

○大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事したものの

○医師

○社会福祉士

○社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したものの

○上記と同等以上の能力を有する者であって、厚生労働省令で定めるもの

4 児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）任用後の研修

児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。（児童福祉法第13条第8項）

5 人数等

○ 全国の児童相談所（一時保護所含む）に 3,030名（平成28年4月1日現在）配置されている。

○ 児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定める。（児童福祉法第13条第2項）

※政令で定める基準：児童福祉司は、各児童相談所の管轄地域の人口4万に1人以上配置することを基本とし、全国平均より虐待対応の発生率が高い場合には、業務量（児童虐待相談対応件数）に応じて上乗せを行う。（平成30年度までの間は経過措置を設ける。）

指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の概要

※児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）による改正後

1 スーパーバイザーの位置づけ

他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司

（児童福祉法第13条第5項）

2 スーパーバイザーの主な業務内容（児童相談所運営指針）

児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行うこと

3 スーパーバイザーの要件

児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者でなければならない。（児童福祉法第13条第5項）

4 スーパーバイザー任用後の研修

児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。（児童福祉法第13条第8項）

※「児童福祉司」は、スーパーバイザーを含む

5 人数等

- 全国の児童相談所（一時保護所含む）に511名（平成28年4月1日現在）配置されている。
- 指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の数は、政令で定める基準※を参酌して都道府県が定める。（児童福祉法第13条第6項）

※ 政令で定める基準：指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の数は、児童福祉司（スーパーバイザー以外）5人につき1人以上であること【参酌基準】（児童福祉法施行令第3条第2項）

児童心理司の概要

※児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）による改正後

1 児童心理司の位置づけ

児童相談所の所員の中には、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員（児童心理司）が含まなければならない。（児童福祉法第12条の3）

2 児童心理司の主な業務内容（児童相談所運営指針）

(1) 子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対し心理診断※を行うこと

※面接、観察、心理検査等をもとに心理学的観点から援助の内容、方針を定めるために行う診断

(2) 子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと

3 児童心理司の要件（児童福祉法第12条の3）

○大学において心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者又はこれに準ずる資格を有する者

4 人数

全国の児童相談所（一時保護所含む）に 1, 329名（平成28年4月1日現在）配置されている。

児童相談所における保健師の概要

※児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）による改正後

1 保健師の位置づけ

児童相談所の所員の中には、児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員として、医師又は保健師が含まなければならない。（児童福祉法第12条の3）

2 保健師の主な業務内容（児童相談所運営指針）

- (1) 公衆衛生及び予防医学的知識の普及
- (2) 育児相談、1歳6か月児及び3歳児の精神発達面における精密健康診査における保健指導等、
障害児や虐待を受けた子ども及びその家族等に対する在宅支援
- (3) 子どもの健康・発達面に関するアセスメントとケア及び一時保護している子どもの健康管理
- (4) 市町村保健センターや医療機関との情報交換や連絡調整及び関係機関との協働による
子どもや家族への支援

3 人数等

全国の児童相談所（一時保護所含む）に 101名（平成28年4月1日現在）配置されている。

※配置されている児童相談所数 71か所／209か所

児童相談所における弁護士の活用状況等

1. 弁護士の活用状況（平成28年10月1日現在）

※[]内は平成28年4月1日現在の児童相談所数

(1) 常勤職員として弁護士を配置 4か所(1.9%) [4か所]

内訳：和歌山県 1か所(1名)、名古屋市 2か所(2名)、福岡市 1か所(1名)

(2) 非常勤職員として弁護士を配置 41か所(19.5%) [31か所]

※常勤弁護士と非常勤弁護士の両方を配置している児相(1か所)を除く(当該児相は(1)に計上)。

(3) 弁護士事務所や県弁護士会推薦の弁護士との契約など 165か所(78.6%) [174か所]

※非常勤弁護士を配置している児相(3か所)を除く(当該児相は(2)に計上)。

弁護士の活用状況
210か所／全国210か所(100%)
[209か所／209か所]

【その他の10月以降に実施している新たな取組例】

- ・非常勤弁護士の勤務日数を週1日→週2日に変更している。
- ・児童福祉法第28条審判や親権喪失等の審判案件について、これまでの相談に加え、弁護士を代理人とする委託契約を締結している。
- ・県弁護士会と協議し、これまでの相談に加え、1～2回程度試行的に各児相での勤務を実施している。
- ・週1回の援助方針会議への出席をお願いしている。

等

【具体的な活用状況】

	①箇所数(配置割合(÷210か所))	②人数		箇所数 (割合(÷210か所))	
常勤職員として配置	4か所(1.9%)	4人	弁護士事務所との契約等 (計)	165か所(78.6%)	
非常勤職員(※)として配置 (計)	41か所(19.5%)	62人		① 随時相談できる(定期的な相談を含む。)	105か所(50.0%)
① 常勤的非常勤(勤務態様が常勤職員に準じる者)	2か所(1.0%)	2人		② 定期的に相談する機会を設けている。	37か所(17.6%)
② 週1日(別途、随時相談あり)	2か所(1.0%)	2人		③ 不定期に相談する機会を設けている。	23か所(11.0%)
③ 月2日以内(別途、随時相談あり)	24か所(11.4%)	34人			
④ 不定期(随時)	15か所(7.1%)	24人			

※ 非常勤職員とは、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の地方公務員であり、各自治体で規定する訓令等に基づき任命された職員

※ ①と④を併用している児童相談所(2か所)があるため、①～④の合計は計41か所と一致しない。

2. 平成29年4月に向けた弁護士活用の検討状況

	常勤職員として配置(配置割合(÷210か所))		非常勤職員として配置(配置割合(÷210か所))		弁護士事務所との契約等 箇所数 (割合(÷210か所))
	①箇所数	②人数	①箇所数	②人数	
平成28年10月1日	4か所(1.9%)	4人	41か所(19.5%)	62人	165か所(78.6%)
平成29年4月1日(予定)	6か所(2.9%)	6人	83か所(39.5%)	107人	121か所(57.6%)

※ 平成29年4月1日については調査時点(平成29年1月時点)における予定。

【雇用均等・児童家庭局総務課】

児童福祉司の勤務年数について

	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1
1年未満	約16%	約15%	約17%	約13%	約15%	約17%
1～3年	約29%	約29%	約28%	約28%	約26%	約26%
3～5年	約19%	約19%	約17%	約18%	約18%	約18%
5～10年	約23%	約24%	約24%	約24%	約25%	約23%
10年以上	約13%	約14%	約14%	約16%	約17%	約17%

児童心理司の勤務年数について

	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1
1年未満	約9%	約11%	約13%	約11%	約13%	約11%
1～3年	約20%	約19%	約19%	約22%	約20%	約20%
3～5年	約17%	約16%	約16%	約17%	約16%	約16%
5～10年	約30%	約29%	約28%	約26%	約27%	約25%
10年以上	約25%	約25%	約24%	約24%	約25%	約28%

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

一時保護所の概要

1 設置の目的

一時保護所は、児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設。

2 設置主体

児童福祉法第12条の4に基づき、必要に応じて児童相談所に付設するもの。
全国に136か所(平成28年4月1日現在)設置されている。

3 費用

児童福祉法第53条に基づき、地方公共団体が支弁した費用の2分の1を国が負担する。

〔 補助率：国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2
28年度予算額：児童入所施設措置費等114,002,531千円の内数 〕

4 一時保護の具体例

(1) 緊急保護

- ア 棄児、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- イ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合
- ウ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

(2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

(3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不相当であると判断される場合

5 対応件数(一時保護所内保護件数)

(平成27年度件数)

総数	養護 (うち、虐待)	障害	非行	育成	その他
23,276	17,554 (11,607)	90	3,536	1,870	226

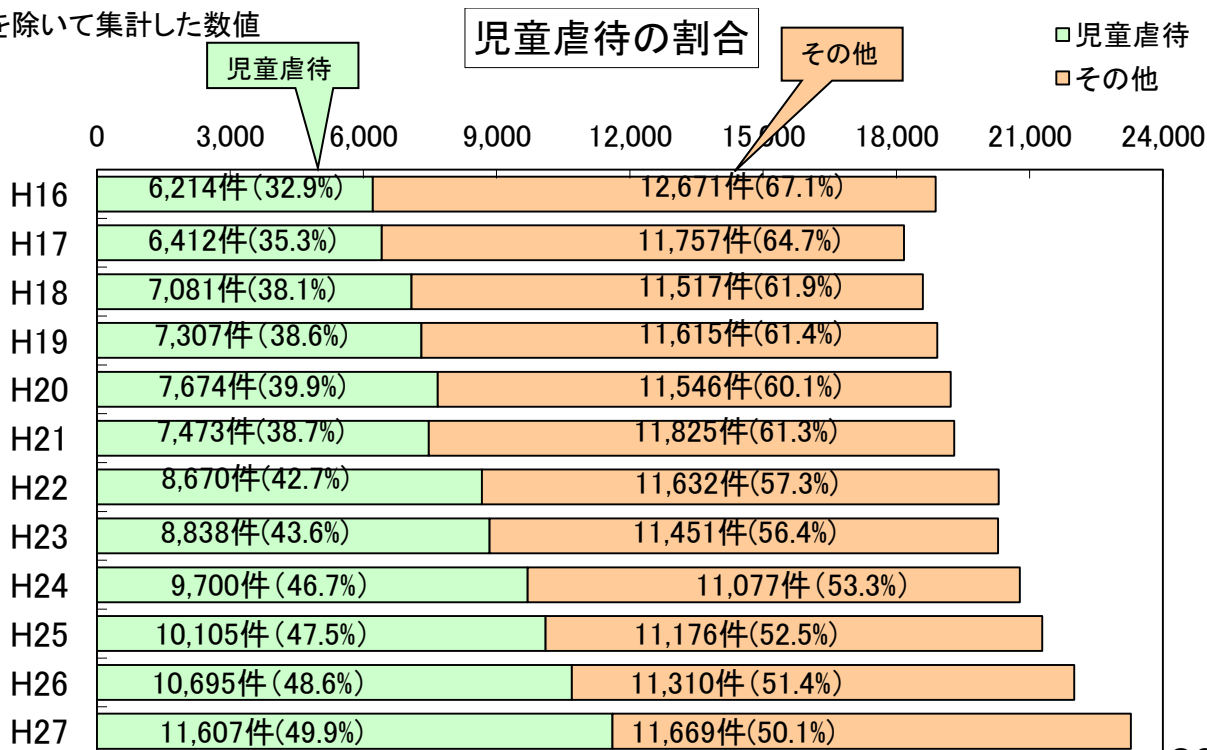
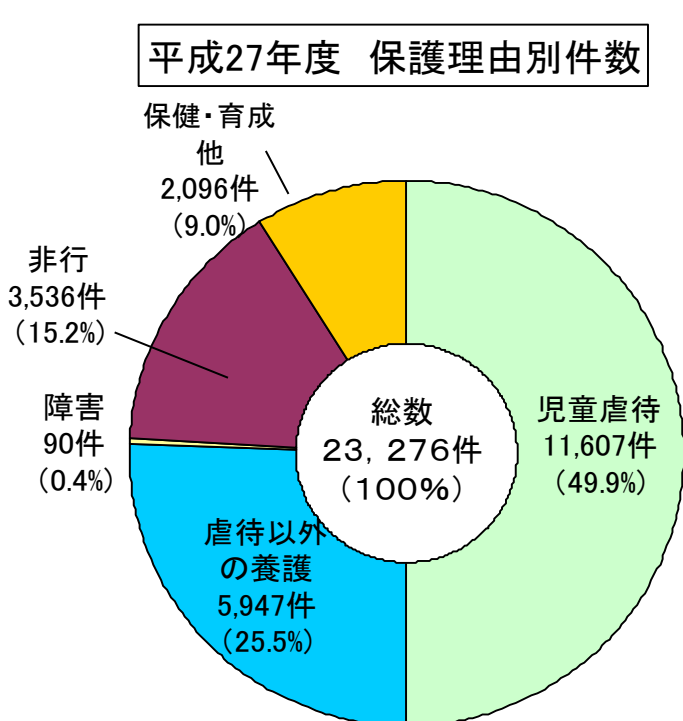
【出典：福祉行政報告例】

児童相談所での所内一時保護の状況

○ 平成27年度の一時保護所内の一時保護件数は23,276件であり、保護理由については、「児童虐待」が49.9%と最も多く、次いで、「虐待以外の養護」が25.5%となっている。

	児童虐待	虐待以外の養護	障害	非行	保健・育成他	総数
平成16年度	6,214(32.9%)	7,703(40.8%)	658(3.5%)	2,613(13.8%)	1,697(9.0%)	18,885(100.0%)
平成17年度	6,412(35.3%)	7,046(38.8%)	648(3.6%)	2,494(13.7%)	1,569(8.6%)	18,169(100.0%)
平成18年度	7,081(38.1%)	6,833(36.7%)	478(2.6%)	2,685(14.4%)	1,521(8.2%)	18,598(100.0%)
平成19年度	7,307(38.6%)	6,964(36.8%)	187(1.0%)	2,604(13.8%)	1,860(9.8%)	18,922(100.0%)
平成20年度	7,674(39.9%)	6,490(33.8%)	181(0.9%)	2,967(15.4%)	1,908(9.9%)	19,220(100.0%)
平成21年度	7,473(38.7%)	6,709(34.8%)	142(0.7%)	3,224(16.7%)	1,750(9.1%)	19,298(100.0%)
平成22年度	8,670(42.7%)	6,311(31.1%)	138(0.7%)	3,173(15.6%)	2,010(9.9%)	20,302(100.0%)
平成23年度	8,838(43.6%)	6,231(30.7%)	276(1.4%)	3,175(15.6%)	1,769(8.7%)	20,289(100.0%)
平成24年度	9,700(46.7%)	5,825(28.0%)	197(1.0%)	3,092(14.9%)	1,963(9.4%)	20,777(100.0%)
平成25年度	10,105(47.5%)	5,934(27.9%)	104(0.5%)	3,167(14.9%)	1,971(9.3%)	21,281(100.0%)
平成26年度	10,695(48.6%)	5,918(26.9%)	118(0.5%)	3,199(14.5%)	2,075(9.4%)	22,005(100.0%)
平成27年度	11,607(49.9%)	5,947(25.5%)	90(0.4%)	3,536(15.2%)	2,096(9.0%)	23,276(100.0%)

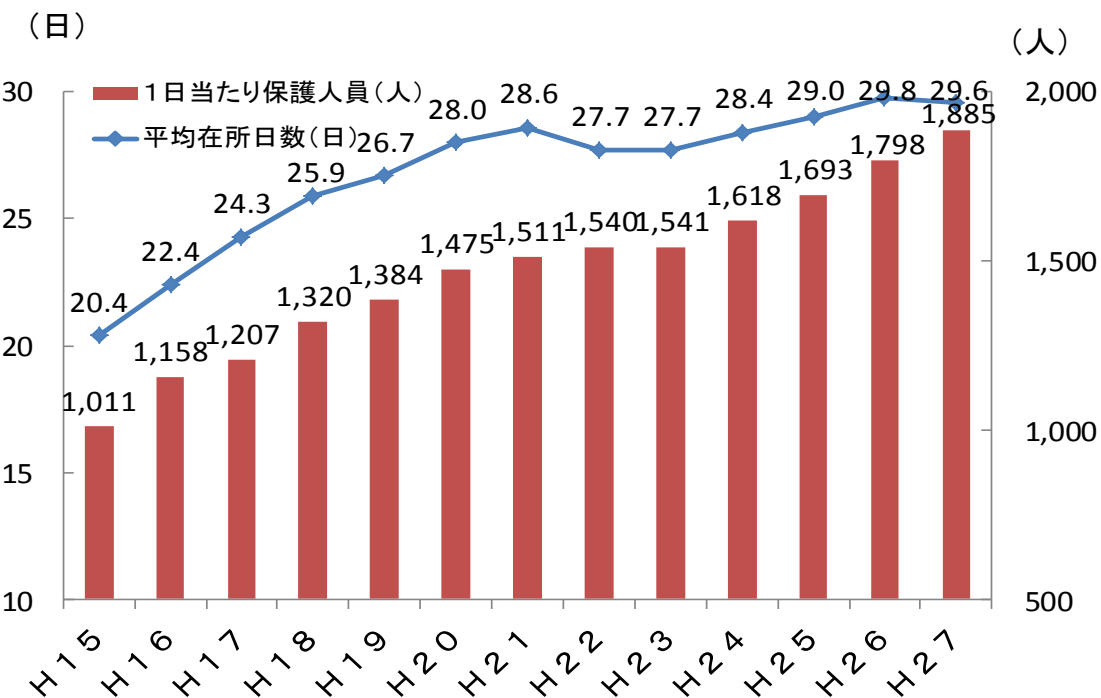
※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値



一時保護所の現状について

1日当たり保護人員及び平均在所日数

○ 保護人員、平均在所日数ともに増加傾向

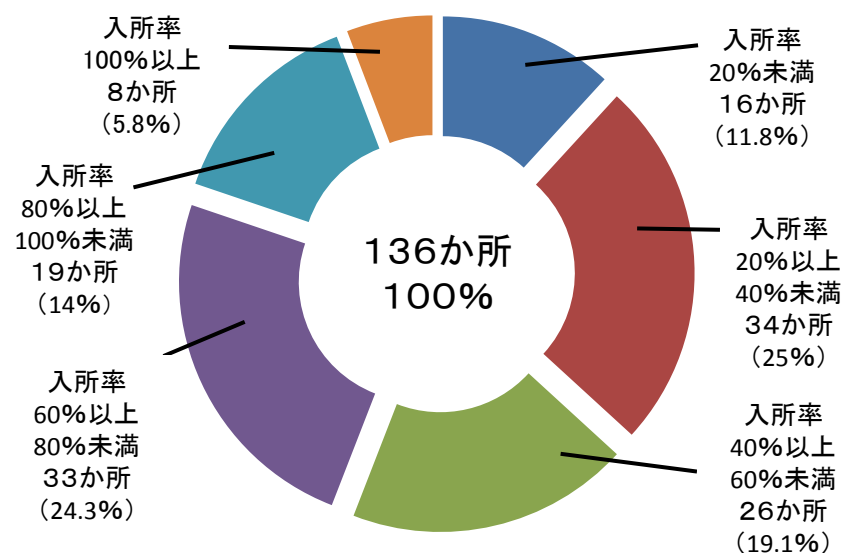


※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

【出典：福祉行政報告例】

年間平均入所率

○ 年間平均入所率は保護所により様々

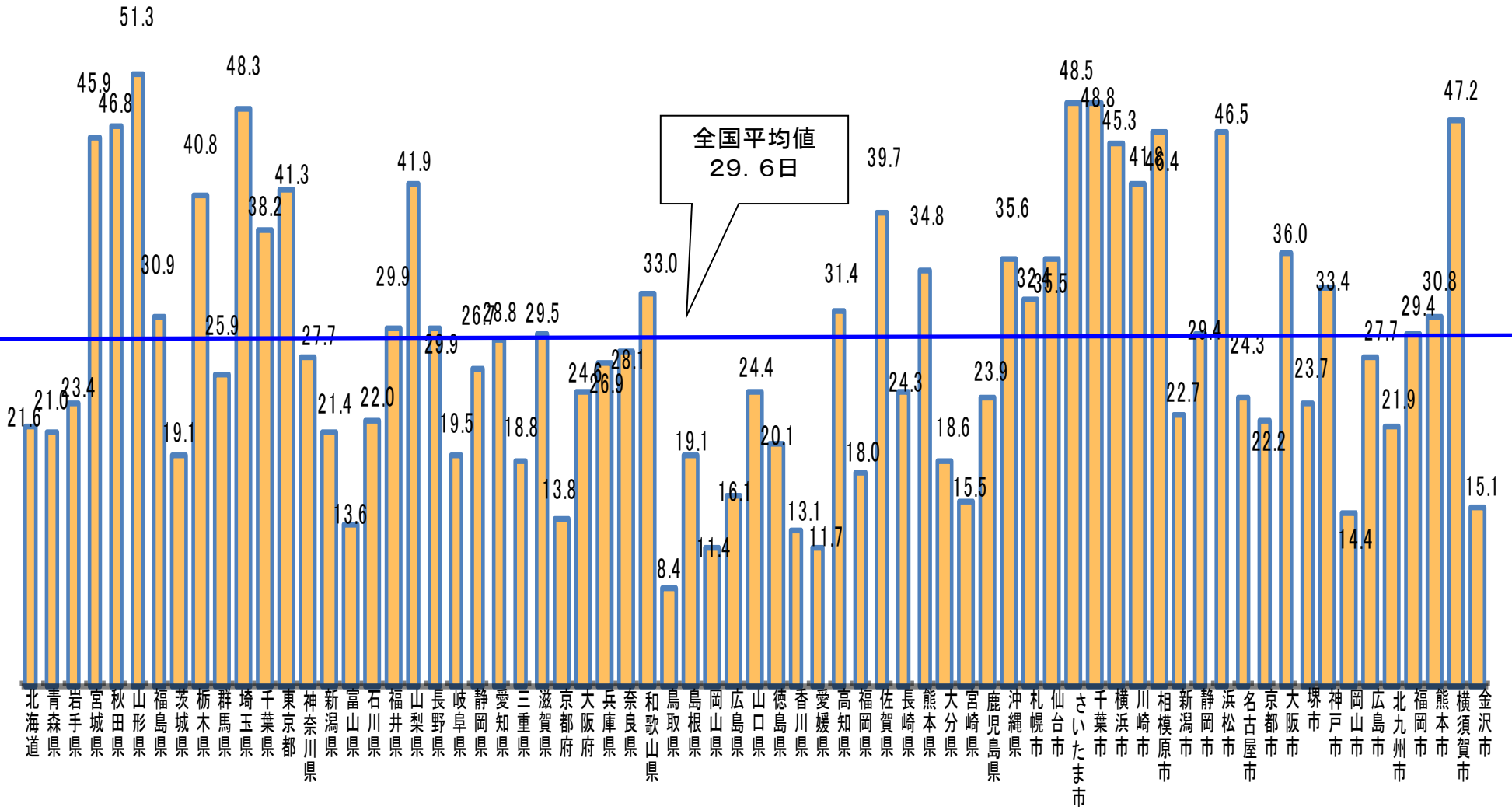


※H27.1~12の間の一時保護所(136カ所)の平均入所率

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

一時保護所での平均在所日数(都道府県別)

○ 平均在所日数 = 年間延日数 / 年間対応件数
 ○ 全国平均値 : 29.6日 (前年度平均値 : 29.8日)
 (参考)一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。



【出典】 福祉行政報告例[平成27年度]

児童虐待による一時保護委託の状況

○ 平成27年度の児童虐待が理由の一時保護件数は17,801件であり、そのうち一時保護委託件数は6,194件で、児童虐待を理由とする一時保護総数の約35%を占めている。また、一時保護委託先内訳では、乳児院・児童養護施設への委託が合計で3,632件と約6割を占めている。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一時保護所内	7,473 [70.0%]	8,670 [68.4%]	8,838 [66.7%]	9,700 [65.1%]	10,105 [65.2%]	10,695 [63.6%]	11,607 [65.2%]
一時保護委託	3,209 [30.0%]	4,003 [31.6%]	4,413 [33.3%]	5,191 [34.9%]	5,382 [34.8%]	6,121 [36.4%]	6,194 [34.8%]
児童養護施設	1,334(41.6%)	1,807(45.1%)	1,935(43.8%)	2,279(43.9%)	2,229(41.4%)	2,539(41.5%)	2,523(40.7%)
乳児院	623(19.4%)	826(20.6%)	810(18.4%)	1,050(20.2%)	903(16.8%)	1,090(17.8%)	1,109(17.9%)
児童自立支援施設	20(0.6%)	38(0.9%)	43(1.0%)	64(1.2%)	61(1.1%)	74(1.2%)	69(1.1%)
情緒障害児短期治療施設	52(1.6%)	67(1.7%)	56(1.3%)	62(1.2%)	58(1.1%)	66(1.1%)	58(0.9%)
障害児関係施設	203(6.3%)	226(5.6%)	267(6.1%)	310(6.0%)	371(6.9%)	406(6.6%)	452(7.3%)
その他社会福祉施設	120(3.7%)	136(3.4%)	114(2.6%)	150(2.9%)	123(2.3%)	132(2.2%)	129(2.1%)
警察等	112(3.5%)	101(2.5%)	189(4.3%)	192(3.7%)	282(5.2%)	226(3.7%)	399(6.4%)
里親	376(11.7%)	436(10.9%)	532(12.1%)	583(11.2%)	662(12.3%)	941(15.4%)	783(12.6%)
その他	369(11.5%)	366(9.1%)	467(10.6%)	501(9.7%)	693(12.9%)	647(10.6%)	672(10.8%)
一時保護総数	10,682	12,673	13,251	14,891	15,487	16,816	17,801

* []は、一時保護総数に占める割合。()は、一時保護委託に占める割合。

※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

児童相談所の体制強化

【平成28年10月施行（※）・公布日施行】

（※研修義務付けは平成29年4月施行）

考え方

- 児童虐待の相談対応件数は増加が続く一方、児童の心理、健康・発達や、法律に関する専門的知識・技術等を要する複雑・困難なケースも増加している。

➡ 業務量に見合った児童相談の体制や専門性を確保する必要がある。

改正法による対応

- 都道府県は、児童相談所に、①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司（スーパーバイザー）を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置（※）を行う。

※ 法改正による制度面での強化と併せて、財政面でも「児童相談所強化プラン」を策定し地方交付税措置の拡充を行う。

※ 「弁護士の配置に準ずる措置」とは

→ 弁護士を配置することと実質的に同等であると客観的に認められる措置である必要。

・都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に適切な数の弁護士を配置し、

弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ること等を想定。

・単に法令事務の経験を有する行政職員を配置すること等は含まれない。

- 児童福祉司（スーパーバイザーを含む）について、国の基準に適合する研修の受講を義務付け。

※ 併せて、社会福祉主事を児童福祉司として任用する場合には、任用前の指定講習会の受講を義務付け。

<新たに児童相談所に配置する専門職の任用要件>

	児童心理司	指導・教育担当の児童福祉司
任用の要件	<ul style="list-style-type: none">・精神保健に関する学識経験を有する医師・大学において心理学を専攻した者	<ul style="list-style-type: none">・概ね5年以上、児童福祉司としての勤務経験を有する者

児童相談所強化プラン(概要)

1. 目的

(平成28年4月25日厚生労働省児童虐待防止対策推進本部決定)

「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)に基づき、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所強化プラン」を策定する。(平成28年度から31年度まで)

2. 内容

①専門職の増員等

- 児童相談所の専門職を大幅に増員。
- 児童福祉司の配置標準について、人口に加え、虐待相談対応を考慮。
- 弁護士の配置を積極的に推進。

②資質の向上

- 児童福祉司、スーパーバイザーの研修受講を義務化。
- 児童福祉司に任用される社会福祉主事の任用前講習受講を義務化。

③関係機関との連携強化等

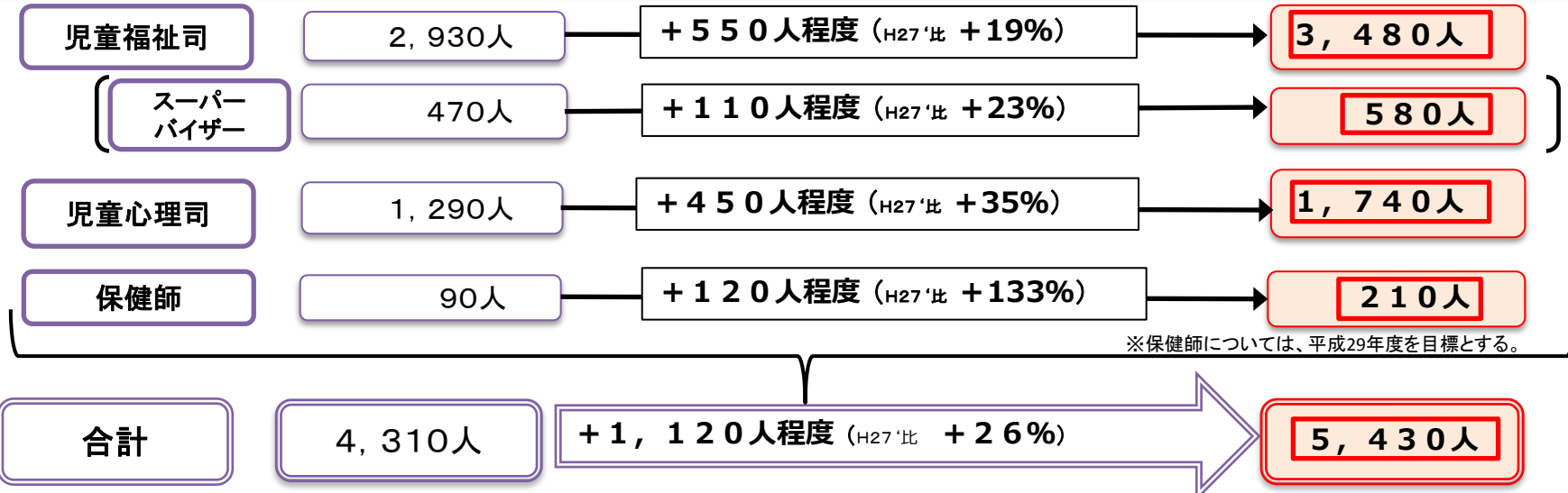
- アセスメントツール(共通基準)を作成し、児童相談所と市町村の役割分担を明確化。
- 市町村における要保護児童対策地域協議会の設置を徹底。調整機関に専門職を置き研修受講を義務化。
- 警察と連携し、人事交流や研修等を推進。

3. 専門職の増員目標

平成27年度実績

(強化プラン期間4年間)

平成31年度目標



※児童相談所の人員体制強化に当たり、上記専門職以外の職員の一部(450人程度)を専門職に振り替える(全体で670人程度の純増)。

児童福祉司の配置標準の見直しについて

- 児童相談所における児童福祉司の配置標準は、児童福祉法施行令に規定。今般の児童福祉法の改正（改正児童福祉法第13条第2項）等を踏まえ、これを改正し、平成28年8月に公布。
 - 平成28年10月からは、以下のとおり。
 - ①各児童相談所の管轄地域の人口4万人に1人以上を配置することを基本とする。
 - ②全国平均より虐待相談対応の発生率が高い場合には、業務量（虐待相談対応件数）に応じて上乘せを行う。
- ※平成27年度の全国の児童相談所における児童福祉司の配置実態を踏まえ、①の人口要件について経過措置を設ける。

現行

児童福祉司の担当区域の標準 = 人口 おおむね4～7万人



改正後

児童福祉司の配置数の標準 = ① + ② 以上

※交通事情等を考慮

① 児童相談所の管轄地域の人口 / 4万人

端数は
切り上げ



全国平均の虐待相談対応発生率 $\div 0.1\%$

② $\left[\text{各児童相談所の虐待相談対応件数} - \text{各児童相談所管轄地域の人口} \times \frac{\text{全国の虐待相談対応件数}}{\text{全国の人口}} \right] \div 40$

端数は
切り上げ

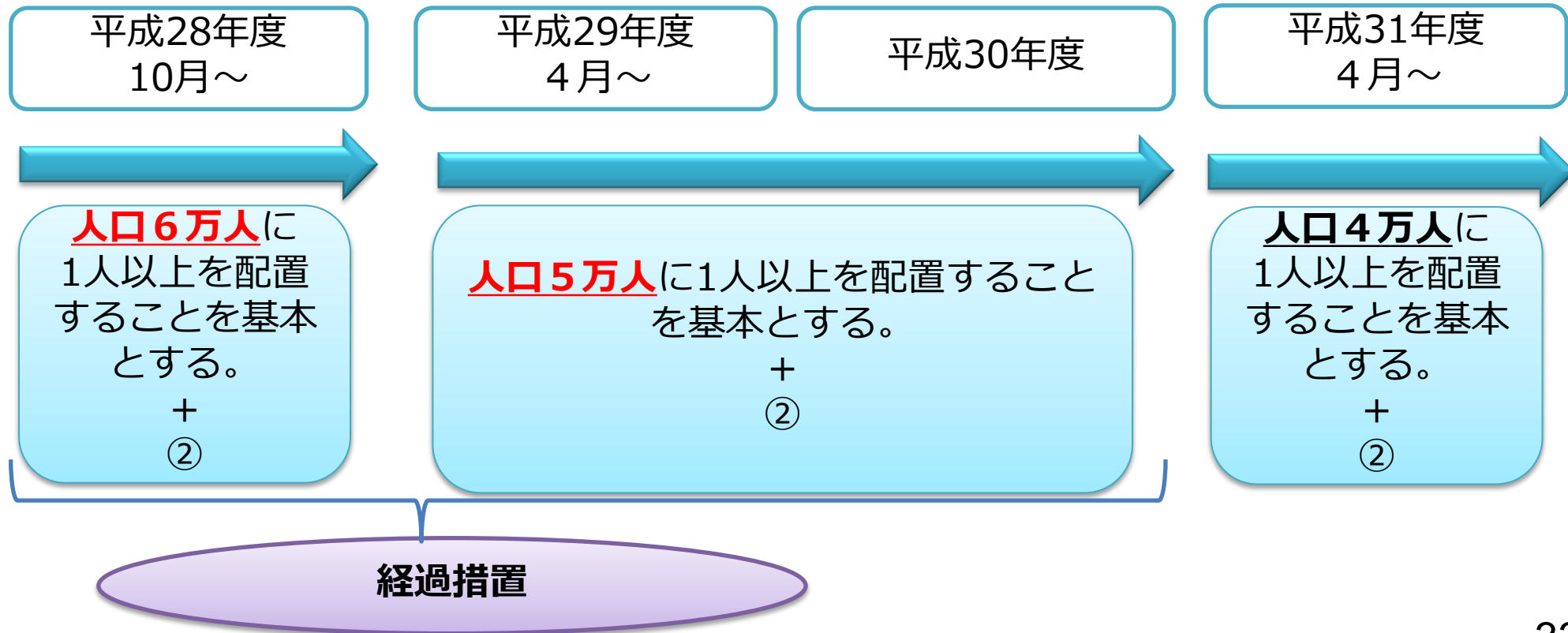
- ※ 各年度における配置標準は、人口は直近の国勢調査の数値を、虐待相談対応件数は前々年度の福祉行政報告例の数値を用いて算定。
- ※ 各児童相談所の虐待相談対応発生率が、全国平均の虐待相談対応発生率よりも高い場合のみ、①に②を加えて得た数を標準とする。
- ※ ②の「40」は、平均的な児童福祉司の虐待相談に係る持ちケース数（年間約40ケース（雇用均等・児童家庭局総務課調べ）を踏まえたもの。

児童福祉司の配置標準の経過措置について

児童福祉司の配置標準については、平成28年10月から

- ①各児童相談所の管轄地域の人口4万人に1人以上を配置することを基本とする。
- ②全国平均より虐待相談対応の発生率が高い場合には、業務量（虐待相談対応件数）に応じて上乗せを行う。

こととなるが、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市の現在の児童福祉司の配置状況を勘案し、以下のとおり①の人口要件について経過措置を設けることとする。



スーパーバイザー、児童心理司、保健師の配置標準等について

- 今般の児童福祉法改正により、平成28年10月以降、児童相談所に、①スーパーバイザー（他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司）、②児童心理司、③医師又は保健師を配置するとされたことに伴い、職種ごとの配置に係る基準等を児童福祉法施行令等において定める予定。

①スーパーバイザー（改正児童福祉法第13条第5項第6項）

端数は
四捨五入

- 児童福祉司（スーパーバイザー以外）5人につき1人のスーパーバイザーを配置することとする。（参酌基準。児童福祉法施行令（平成28年8月公布）に規定。）

②児童心理司（改正児童福祉法第12条の3第6項第1号）

端数は
四捨五入

- 児童福祉司2人につき1人以上の児童心理司を配置することとする。（児童相談所運営指針を改訂し、9月に通知。）

③医師又は保健師（改正児童福祉法第12条の3第6項第2号）

- 医師又は保健師を1人以上配置することとする。（児童相談所運営指針を改訂し、9月に通知。）

弁護士の配置について

○ 児童相談所においては、児童虐待相談対応件数の増加が続き、また、法的に複雑・難しい対応を要するケースも増加していることから、児童の安全と健やかな成長を確保するため、法律に関する専門的な知識・経験を要する業務について、迅速・的確に対応していくことが求められる。

※ 法律に関する専門的な知識・経験を要する業務として、具体的には、
・親の意に反した施設入所等措置を採ろうとする場合に、裁判所の承認を得る手続
・親権停止・喪失の審判申立てに関する手続
・法的な観点からの保護者指導
等が考えられる。

○ このため、今般の児童福祉法改正により、平成28年10月から、児童相談所設置自治体は、児童相談所に弁護士を配置することとされ、これが難しい場合には、弁護士の配置に「準ずる措置」を行うこととされている。

※ 「準ずる措置」とは、法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務を適切・円滑に行う観点から、弁護士の配置と実質的に同等であると客観的に認められる必要があり、例えば、都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に適切な数の弁護士を配置し、弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ること等を想定している。
なお、単に法令事務の経験を有する行政職員等の配置は、「準ずる措置」には含まれない。

(参考: 弁護士の配置状況(平成27年度実績))

- ・常勤職員として弁護士を配置している児童相談所: 4ヵ所
- ・非常勤職員として弁護士を配置している児童相談所: 31ヵ所
- ・弁護士事務所との契約等: 174ヵ所

(参考: 法的機能対応強化事業 平成29年度予算(案): 児童虐待・DV対策等総合支援事業154億円の内数)

○ 事業内容: 児童相談所による弁護士等を活用して業務を行う場合に補助を行う。

- (1) 児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行う。
- (2) 法的申立を行うなど、司法的対応が必要となる場合に、保護者等、家庭裁判所及び関係機関との調整を行う。
- (3) 臨検・捜索にかかる許可状の請求を家庭裁判所に対し行う。等

○ 補助対象: 非常勤職員として弁護士を配置した場合や、弁護士事務所と契約等した場合の報酬・謝金等。

○ 補助割合: 国 1/2 ・ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 1/2

○ 補助基準額(児童相談所1ヵ所あたり)

(平成28年度)3,080千円/年 → (平成29年度予算(案))7,822千円/年

児童福祉司の任用資格取得過程

児童福祉司スーパーバイザー任用後の研修受講義務化

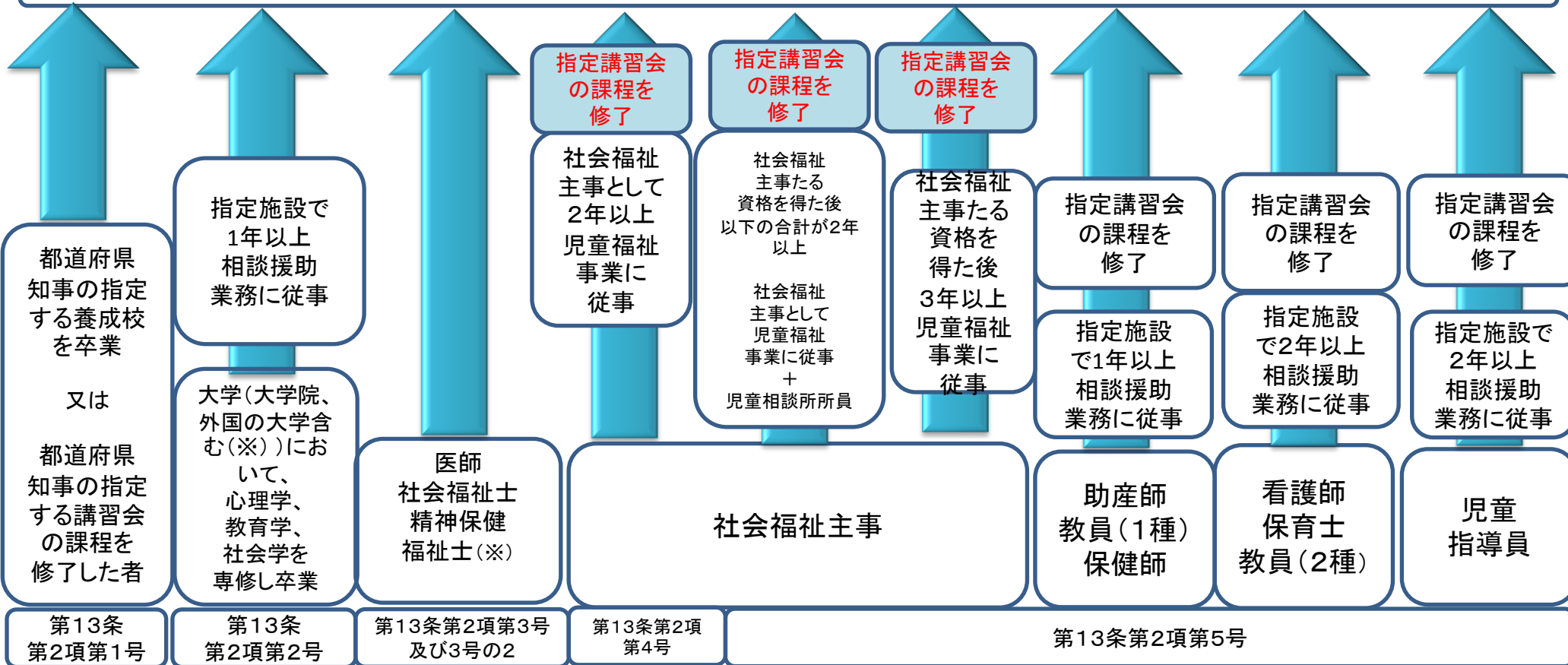
児童福祉司スーパーバイザー(5年以上の児童福祉司経験者)

児童福祉司任用後の研修受講義務化

児童福祉司

都道府県等による任用

児童福祉司任用資格



※第13条第2項第5号に該当。

※ が今回の改正により新たに義務化した研修等である。

子ども家庭福祉人材の専門性確保WG (児童福祉司等の義務化された研修の骨子案について)

改正児童福祉法を踏まえ義務化された、平成29年4月から実施される児童福祉司等に対する研修の内容については、「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG（座長 山縣文治：関西大学教授）」により議論・検討が進められ、以下に示す骨子案が取りまとめられた。

	児童福祉司任用前講習会	児童福祉司任用後研修	児童福祉司 スーパーバイザー研修	要保護児童対策調整機関 専門職研修
到達目標	知識、態度について 82項目	知識、技術、態度について 151項目	知識、技術、態度について 87項目	知識、技術、態度について 219項目
時間数等	30時間（90分×20コマ） 講義を中心に演習と一体的に 実施	30時間（90分×20コマ） 演習を中心に講義と一体的に 実施	28.5時間（90分×19コマ） 演習15コマ、講義4コマ	28.5時間（90分×19コマ） 講義13コマ、演習6コマ
研修期間	5日間程度 （修業期間は概ね1月以内）	5日間程度 （修業期間は概ね6月以内）	OJTをはさんで前期3日程 度、後期3日程 （修業期間は概ね6月以内）	5日間程度、または3日程を 2回 （修業期間は概ね6月以内）
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は研修を適切に実施すると認められる団体として都道府県等から委託を受けた法人 ※スーパーバイザー研修については、平成29年度は試行的実施			
講師	講師は各科目を教授するのに適当な者であること			
研修の 修了	振り返り（レポート作成等）、修了証の交付、修了の記録（修了者名簿等による管理）			

児童福祉司任用前講習会			児童福祉司任用後研修			児童福祉司スーパーバイザー研修			要保護児童対策調整機関専門職研修		
番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数
1	子どもの権利擁護	1	1	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	4	1	子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題	1	1	子どもの権利擁護と倫理	1
2	子ども家庭福祉における倫理的配慮	1	2	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	2	スーパービジョンの基本(講義)	1	2	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1
3	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1	3	児童相談所における方針決定の過程	1	3	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	2	3	要保護児童対策地域協議会の運営	2
4	子どもの成長・発達と生育環境	2	4	社会的養護における自立支援	3	4	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	4	会議の運営とケース管理	1
5	ソーシャルワークの基本	1	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	3	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	1	5	児童相談所の役割と連携	1
6	子ども家庭支援のためのケースマネジメントの基本	3	6	行政権限の行使と司法手続き	2	6	行政権限の行使と司法手続き	1	6	子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	2
7	児童相談所における方針決定の過程	1	7	子ども虐待対応	4	7	子ども虐待対応	4	7	社会的養護と市区町村の役割	1
8	社会的養護における自立支援	2	8	非行対応	2	8	非行対応	1	8	子どもの成長・発達と生育環境	1
9	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	2				9	社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	2	9	子どもの生活に関する諸問題	1
10	行政権限の行使と司法手続き	1				10	スーパービジョンの基本(演習)	3	10	子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	2
11	子ども虐待対応の基本	3				11	子どもの発達と虐待の影響、子どもの生活に関する諸問題	1	11	子ども虐待対応	3
12	非行対応の基本	1				12	ソーシャルワークとケースマネジメント	1	12	母子保健の役割と保健機関との連携	1
13	障害相談・支援の基本	1							13	子どもの所属機関の役割と連携	1
									14	子どもと家族の生活に関する法と制度の理解と活用	1
合計 20コマ【30時間】			合計 20コマ【30時間】			合計 19コマ【28.5時間】			合計 19コマ【28.5時間】		

※ 1コマ=90分 ※ 科目の番号は講義、演習の順番を表すものではない。